

◆マイナ保険証の取得についてのお願い

2025年12月2日から従来のカードの健康保険証が使用できなくなります。基本、マイナ保険証で医療機関を受診して頂く事になります。7月から8月にかけて、ご本人や扶養家族でマイナ保険証を未取得の方に対してご連絡を入れています。連絡があった方は、早急にマイナ保険証の取得をお願い致します。

※11月の時点でマイナ保険証を未取得の方へは、健康保険証の代わりとなる証明書（資格確認書）を配布します。

※海外駐在員の方へは別途ご案内させていただきます。

◆マイナンバーカードと電子証明書の有効期限にご注意ください！

マイナンバーカードや電子証明書は下記の有効期限があります。お住まいの自治体から有効期限の2～3ヶ月前に、「有効期限通知書」が届きます。更新手続きを忘れるとマイナ保険証が使用できなくなり、さまざまな手続きが必要になります。更新手数料は無料ですので、必ず期限内に更新手続きを行うようお願い致します。

《有効期限について》

発行時	成年	未成年
マイナンバーカード	発行から10回目の誕生日	発行から5回目の誕生日
電子証明書	発行から5回目の誕生日	発行から5回目の誕生日

※有効期限は個人ごとに異なりますので、ご家族間でも異なるお日にちになります。特にお子様分には注意が必要です。

※マイナ保険証に関するお問い合わせは政府のマイナンバー総合フリーダイヤル（0120-95-0178）へお願い致します。